

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
1	実施要領	1	3	(4)	表-1に記載された対象施設数量のほかに、面整備に伴う数量増ほどの程度想定していますか。	令和10年度までに約18kmの整備を予定しております。
2	実施要領	1	3	(4)	対象施設のマンホールソフ 437箇所のリストの提示をお願いします。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(マンホールソフ 維持管理業務)をご確認ください。
3	実施要領	2	3	(5)	「統括管理業務」および「ストックマネジメント計画策定業務」は再委託を認めないとあります。本業務は共同企業体(JV)での受注となりますが、これらの業務を共同企業体の構成員間で役割分担して実施することは、再委託には該当せず可能という認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
4	実施要領	2	4		委託費について金抜き設計書は提示いただけますか。	閲覧資料のうち、閲覧設計書をご確認ください。
5	実施要領	2	4		委託費(内訳)もマンホールソフ 維持管理業務のうち(外業)と(内業)の対象業務をご教示願います。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(マンホールソフ 維持管理業務)をご確認ください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
6	実施要領	12	12	(1)	「実施要領等及び企画提案書を基に業務内容について協議等を行い、受注候補者より改めて見積書を徴し、契約を締結する。」とあるが協議の内容によっては委託費の上限に上乗せの可能性はありますか。	委託費の上限を超えることはできません。
7	要求水準書	2	第9条	1	「受注者は、本業務の実施時間中において、発注者が発行する身分証明書を常に携帯しなければならない。」と記載されていますが、【様式6】に記載する者以外、構成員、協力会社の作業従事者、再委託先の作業従事者も含まれないということでしょうか。	身分証明書は、再委託先を含むすべての現場作業従事者が携帯する必要があります。
8	要求水準書	3	第15条	2	「受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験等に対して、発注者の指示により、これに協力しなければならない。」と記載されていますが、確定している調査及び試験等はあるのでしょうか。協力した際は、緊急対応業務に該当するのでしょうか。また、立会い等(段階検査)は含まれるのでしょうか。	現時点で確定しているものはありません。 また、この対応については管路施設緊急対応業務又はマンホールポンプ緊急対応業務に該当しません。
9	要求水準書	4	第19条	2	業務で使用する車両に本業務名等を記載したステッカー等を貼り付けると記載されていますが、受注者名を記載したステッカーでもよろしいでしょうか。	受注者名を記載したステッカーとしていただいて問題ありません。
10	要求水準書	4	第20条	1	「必要に応じて打合記録簿を作成し」と記載されていますが、紙以外での提出も可能でしょうか。	紙媒体のほか、電子での提出も可能です。なお、提出書類の電子化に当たっては「鶴岡市情報共有システム利用要領」に準拠します。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
11	要求水準書	4	第20条	2	「統括管理者は主要な打合せ及び報告には必ず出席」とありますが、管路、マホルポンプ及び維持工事関連他の専門的な打合せ及び報告は、副統括管理者及び主任(監理)技術者他のみの出席でもよろしいでしょうか。	打合せ協議は、統括管理者が出席することとし、副統括管理者、主任(監理)技術者及び作業従事者のみの出席は認めません。なお、打合せ協議に統括管理者以外の者が同席し説明を行うことは可能です。ただし、統括管理者不在時は代理として副統括管理者の出席を認めます。
12	要求水準書	5	第24条	1	下水道法の改正は本業務に直接関係する法令等の変更リスクになりますか。	ご認識のとおりです。
13	要求水準書	6	第27条	1	「本業務に従事する者に対して、定期的当該業務に関する安全教育を行い、安全意識の向上を図るものとする。」と記載されていますが、安全教育の頻度、実施の報告義務等ありますか。	安全教育の頻度は、全体業務計画書の教育・研修方法に定めることを想定しております。 また、安全教育の実施状況は年間業務報告書による報告を想定しております。
14	要求水準書	6	第28条	3	「作業中、酸素欠乏空気や硫化水素の発生した場合、発注者及び他関係機関に緊急連絡」と記載されていますが、濃度測定及び換気等により作業可能条件下になっても連絡は必要でしょうか。	濃度測定、換気等により作業可能な状況となった場合は、本市への連絡不要です。
15	要求水準書	7	第29条	4	交通誘導員に関して、緊急対応業務時も検定合格警備員を配置しなければならないのでしょうか。	検定合格警備員の配置が必要となる道路上での作業は、原則、検定合格警備員を配置していただくことになります。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
16	要求水準書	7	第29条	4	交通誘導員について自社警備等で経費削減を行ってもよいのか。	原則、警備業者の警備員を配置していただくことになります。
17	要求水準書	7	第30条	3	「当該作業箇所又は上流域等での降雨が発生している場合、作業を行わない」と記載されていますが、降雨の中止基準はありますか。小口径管渠作業についても降雨時の作業中止基準はありますか。	作業中止基準について、本市で定めているものはありません。
18	要求水準書	10	第38条	8	「使用する工事用水は受注者負担とあり、所管する浄化センターでは無償使用可」と記載がありますが、広域に業務を展開するため工事用水の確保が困難な地域などでの供給手段や運搬距離に伴う変更協議が可能なのか、ご教示願います。	必要に応じて協議します。
19	要求水準書	11	第38条	14	本業務では、各業務の成果データを、発注者の保有する下水道台帳システムに直接入力するのではなく、発注者指定の様式にデータ作成するという認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	要求水準書	11	第38条	14	修繕報告書等の報告書の電子データを発注者の保有する下水道台帳システムに登録することは委託対象外という認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
21	要求水準書	12	第39条	3	統括管理者は「現場事務所に常駐を想定」とありますが、テレワーク(在宅勤務)等の柔軟な働き方の導入や、業務効率化・ICT化の観点から、発注者との連絡体制や有事の際の駆けつけ体制が確保されていることを条件に、必ずしも全就業時間を現場事務所で過ごさなくとも「常駐」とみなされる余地はありますでしょうか。	必要に応じて協議します。
22	要求水準書	13	第40条	1	令和8年度に公表予定の「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する最終整理」を受けて、令和9年度中にストックマネジメント計画の修正が必要となると考えますが、その点は別途費用を計上していただける認識で良いでしょうか。また、それにより点検・調査対象及び点検方法が変わることも想定されますが、委託費以内での変更対応ということとなるのでしょうか。	原則、要求水準書に示すとおり令和11年度、令和12年度及び令和17年度の実施を予定しております。ただし、下水道法の改正等により鶴岡市ストックマネジメント計画の変更が必要となった場合、実施時期等について協議します。
23	要求水準書	13	第40条	2	過年度に発注者が実施した関連業務を具体的にご教示ください。	現在実施中の鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務、管路施設調査業務等、鶴岡市ストックマネジメント計画策定に関連する業務となります。
24	要求水準書	13	第40条	2	令和9年度からの業務内容でマンホール点検及びポンプ点検時に劣化・腐食が判断基準を超える事象が確認され、緊急性を有する場合は計画の優先度を変更を行うべきでしょうか。	管路施設点検により、対象施設に異常を確認した場合、その都度必要な処置を検討し、その後の対応を協議することとしております。
25	要求水準書	13	第40条	4	照査項目に「(1) 情報収集、課題の把握及び整理の内容」とありますが、要求水準書に情報収集、課題の把握及び整理に関する作業内容の記載がないため、委託対象外ではないでしょうか。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(ストックマネジメント計画策定業務)をご確認ください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
26	要求水準書	13	第40条	5	照査報告書とは別に照査状況写真の提出が求められていますが、L判等で印刷したものが必要でしょうか。もしくは照査報告書に含めることは可能でしょうか。	ストックマネジメント計画策定業務の照査状況写真は、照査報告書に含めることを想定しております。
27	要求水準書	13	第40条	6	ストックマネジメント計画策定業務の業務内容の詳細は提示されないのでしょうか。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(ストックマネジメント計画策定業務)をご確認ください。
28	要求水準書	13	第40条	6	ストックマネジメント計画策定業務の実施時期が示されていますが、受注者から提案することは可能でしょうか。	原則、要求水準書に示すとおり令和11年度、令和12年度及び令和17年度の実施を予定しております。ただし、下水道法の改正等により鶴岡市ストックマネジメント計画の変更が必要となった場合、実施時期等について協議します。
29	要求水準書	13	第40条	6	点検調査計画が令和12年度に実施予定となっておりますが、基本方針は令和11年度に実施するものと認識しております。設計書が正と考えてよろしいでしょうか。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(ストックマネジメント計画策定業務)をご確認ください。
30	要求水準書	13	第40条	6	業務内容に施設情報の収集・整理が含まれていませんが、ストックマネジメント計画策定に必要な情報は、発注者から提供されるという事で良いでしょうか。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(ストックマネジメント計画策定業務)をご確認ください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
31	要求水準書	13	第41条	1	「ストックマネジメント計画策定業務による点検調査計画の策定に伴い、点検箇所を変更する」とありますが数量の変更もありますか。	点検数量が変更となる場合があります。
32	要求水準書	14	第42条	1	管路施設清掃の対象施設は、過年度の実績等を引継ぎ、発注者に提案及び協議して選定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
33	要求水準書	14	第42条	2	委託期間内は、この清掃方法が指定という認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
34	要求水準書	14	第42条	4	「土砂等処分の費用は業務委託料に含まれていないため、その都度発注者と協議」とございますが、変更対象ということで良いでしょうか。	産業廃棄物(土砂等)処分業者と本市が別途産業廃棄物処理委託契約を締結します。
35	要求水準書	14	第42条	4	産業廃棄物処理の発注者(排出事業者)と担当企業(収集及び処理)との履行時の産業廃棄物処理委託契約の締結は廃掃法上、重要な過程となります。要求水準書等に明記必要と思われませんがどうでしょうか。	産業廃棄物(土砂等)収集運搬業者と本市が別途産業廃棄物処理委託契約を締結します。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
36	要求水準書	15	第46条	1	マンホールポンプ維持管理業務(マンホールポンプ保守)について「薬液(ポリ硫酸第二鉄)の購入費は業務委託料に含む」とありますがオイル交換用のオイルやパッキンの扱いはどのようになっていますか。	下水道施設維持管理積算要領-処理場・ポンプ場施設編-2020年版(公共社団法人日本下水道協会)に基づいて積算しております。
37	要求水準書	15	第46条	1	オイル交換について、使用するオイルの量や消耗品(パッキン等)の数量等の情報を開示していただけないでしょうか。	オイル交換時の状況により変動するため、数量は開示できません。
38	要求水準書	15	第48条	1	停電等の異常通報に対し、現場確認等の緊急対応を行うこと。とありますが即復電等の復帰連絡が来ても、現地確認が必要という認識でしょうか。通信回線確認では不十分でしょうか。	停電エリアの抽出後、現場確認等の緊急対応は受注者の判断により実施することを想定しております。
39	要求水準書	15	第48条	2	箇所の抽出のみという認識で良いでしょうか。停電エリアからの推測によるものであり、現地確認は別途、発注者が判断後の対応ということでしょうか。	停電エリアの抽出後、現場確認等の緊急対応は受注者の判断により実施することを想定しております。
40	要求水準書	15	第49条	3	調査により定期的な清掃が必要となる箇所について、この内容は、不明水調査業務の中でも見つかった場合という理解で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
41	要求水準書	16	第50条 第51条 第52条	4 3 4	10年間の全体金額であって、委託期間内に委託料がなくなった場合は、どのような措置を考えられているかご教示ください。	管路施設維持修繕業務、マンホールソフ整備業務及び管路施設維持工事については原則、委託費上限の範囲内の業務としますが、必要に応じて協議とします。
42	要求水準書	16	第52条	1	冬期間の除雪によるマンホール破損の交換工事は管路施設維持工事に含まれるのでしょうか。	除雪によるマンホール蓋破損によるマンホール蓋交換は管路施設維持工事に含まれます。
43	要求水準書	17	第52条	1	(1)管渠(本管)の布設替え(ポン単位)について、令和8年度に公表予定の「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する最終整理」では、管路1本ごとに対応が求められることも想定されています。この場合、布設替えはポン単位で問題ないということでも理解しても良いのでしょうか。	管路維持工事の管渠(本管)の布設替えは、ポン単位を想定しております。
44	要求水準書	17	第54条	1	緊急時対応で改良を行った箇所に関して、業務指標内の実施箇所数に計上されるか、ご教示願います。	マンホール蓋改良実施率の対象箇所数は、鶴岡市ストックマネジメント計画に基づく施工箇所を対象としており、緊急対応による施工箇所は対象外となります。
45	要求水準書 (別紙1)	19	1		全体業務計画書は令和9年3月25日までに提出すると記載がございますが、事業開始前の期間に提出するという認識でよろしいのでしょうか。	ご認識のとおりです。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
46	要求水準書 (別紙1)	19	1		管路、マンホールポンプ及び不明水調査業務で各企業の担当技術者(責任者)の指定通知書の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
47	要求水準書 (別紙1)	20	2		報告書類等のペーパーレス化は検討しているのでしょうか。	現時点で検討しておりませんが、提案に応じて協議します。
48	要求水準書 (別紙1)	20	2		提出書類名に管路の点検調査結果の報告書がありません。また「計画点検」「計画調査」の中分類がなく、現行の「計画点検業務報告書」「計画調査業務報告書」はどのような分類分けした報告書となるのでしょうか。そのとも「管路維持管理業務報告書」として1つの報告書として提出となるものなのでしょうか。	管路施設維持管理業務報告書として提出していただくこととなります。
49	要求水準書 (別紙1)	21	2		提出書類で完成図書のうち、出来形管理図表・品質管理図表・工事写真について準拠する仕様書や参考規格をご教示願います。	山形県県土整備部制定共通仕様書(土木工事共通仕様書、土木工事共通特記仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値、参考資料)及び、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道土木工事必携(案)、下水道土木工事共通仕様書(案)、下水道土木工事施工管理基準及び規格値(案)」に準拠してください。
50	要求水準書 (別紙2)	23	2	(2)	ストックマネジメント計画策定業務について、本業務が発生する年度に決定することで問題ないでしょうか。	ストックマネジメント計画策定業務の管理技術者及び照査技術者は、契約締結後、速やかに管理技術者指定通知書及び照査技術者指定通知書の提出により配置となります。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
51	要求水準書 (別紙3)	24			関係官公署への届出等について、緊急作業時の届出方法として公安委員会に対しては電話連絡とありますが、各道路管理者へも同様でよろしいか、ご教示願います。	原則、道路管理者への連絡は本市が行います。
52	要求水準書 (別紙4)	25	1		管路データ(シェプファイル)について、受注者に貸与の時期は、契約締結後でしょうか。また、当該管路データは全ての管路施設点検業務の5年分又は10年間分の計画下水道施設が抽出できるデータでしょうか。	契約締結後に貸与します。なお、管路データは鶴岡市ストックマネジメント計画に基づく点検箇所の抽出が可能なデータとなります。
53	要求水準書 (別紙4)	25	1		下水道施設台帳データ(マンホールポンプ)はどのデータを指しているのかご教授いただけますか。	マンホールポンプに係る資産管理情報となります。
54	要求水準書 (別紙5)	26			物価金利変動リスクに関して、「実施契約書に定める基準」と記載がありますが、「実施契約書」とは何を指すかご教示ください。また、物価金利変動の基準をご教示ください。	実施契約書は、業務委託契約書を指します。 物価金利変動の基準は、本市が公表する「建設工事請負契約約款第26条第6条(インフラサイト条項)運用マニュアル(暫定版)」に準拠します。
55	要求水準書 (別紙6)	29	3		管更生工事が含まれておりませんので更新支援型という見解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
56	要求水準書 (別紙6)	29	3		管口カメラ点検は集排施設を対象とした業務となりますか。	ご認識のとおりです。
57	要求水準書 (別紙6)	29	3		管路施設点検のマンホール点検の業務内容をお示しいただけますか。また決まっている報告書の様式はありますか。あればお示しいただけますか。	地上よりマンホール内に入らず、マンホール内部を点検する作業であり、概略点検に該当します。 報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
58	要求水準書 (別紙6)	29	3		マンホール点検はマンホールポンプ圧送管のマンホール式の空気弁を対象とした業務となりますか。	ご認識のとおりです。
59	要求水準書 (別紙6)	29	3		管路施設点検の水管橋点検の業務内容をお示しいただけますか。また決まっている報告書の様式はありますか。あればお示しいただけますか。	水管橋、添架管の外観点検となります。 報告書は、業務実施前までに定めることとします。
60	要求水準書 (別紙6)	29	3		管路施設点検の本管TVカメラ調査(側視0.05回/m以下)の業務内容をお示しいただけますか。また決まっている報告書の様式はありますか。あればお示しいただけますか。	汚水本管内の異常の有無を確認する作業であり、概略点検に該当します。 報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
61	要求水準書 (別紙6)	29	3		本管TVカメラ調査(小中口径)で(側視0.05回/m以下)は劣化損傷の有無を調べる概略調査で、(側視0.3回/m以下)は劣化損傷の程度を評価する詳細調査(通常の本管TVカメラ調査)との認識でよろしいでしょうか。また、(側視0.05回/m以下)は事前洗浄工が含まれる業務でしょうか。	ご認識のとおりです。 本管TVカメラ調査(小中口径)(側視0.05回/m以下)は、洗浄工を含みません。
62	要求水準書 (別紙6)	29	3		管路施設点検の本管TVカメラ調査等に使用する調査機材等のスぺックに規定のようなものはありますか。	規定はありません。
63	要求水準書 (別紙6)	29	3		管路施設点検の取付管TVカメラ調査について、決まっている報告書の様式はありますか。あればお示しいただけますか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
64	要求水準書 (別紙6)	29	3		揚泥車運搬は管路施設清掃で発生した土砂等の廃棄物を強力吸引車で排出及び処分場へ運搬する業務との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
65	要求水準書 (別紙6)	29	3		現地確認が80件(想定)/10年となっておりますが、800件の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。 該当箇所を800件・800時間(想定)/10年に修正します。 修正した実施要領、要求水準書を本市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
66	要求水準書 (別紙6)	29	3		緊急対応業務についての考え方をご教示いただきたい。勤務時間外とは、平日夜間、平日深夜、祝祭日の日中と夜間と深夜、同じ単価なのでしょうか。また、警報対応者の待機費用は考えてないのでしょうか。	勤務時間外は、平日の17:15から翌日8:30まで、休日及び祝祭日とします。設計単価は公表いたしません。また、警報対応に係る待機費用は考えておりません。
67	要求水準書 (別紙6)	29	3		3.業務内容及び業務数量の中に災害対応業務についての記載がありませんが本業務の対象外との認識でよいか。	災害発生時は、緊急対応として現場確認の実施を想定しており、管路施設緊急対応業務及びマンホールソフ緊急対応業務での対応とします。
68	要求水準書 (別紙6)	29	3		マンホールソフ維持管理業務の詳細調査、オイル交換作業について年度ごとの詳細を教えてください。	閲覧資料のうち、閲覧設計書(マンホールソフ維持管理業務)をご確認ください。
69	要求水準書 (別紙6)	30	3		不明水調査業務の業務内容及び数量等について、絞り込み調査(流量計測一式)、管路施設点検(本管TVカメラ調査一式、取付管TVカメラ調査一式)とありますが、上記以外の調査(例えば誤接合調査など)は想定されないのでしょうか。また受注者は、委託費記載がある「不明水調査業務 金52,870,000円」を目安として流量計測、本管TVカメラ調査、取付管TVカメラ調査のほか不明水流入箇所の発見に有効な方法を組み合わせて調査を実施するという認識でよろしいでしょうか。	不明水調査業務の業務内容は、委託費上限の範囲内で受注者の提案に基づいて協議します。
70	要求水準書 (別紙6)	30	3		マンホール蓋改良工事の数量について、10年での数量は確認できますが、業務計画を立案する上で位置関係が確認できる資料がありましたら、ご教示願います。	追加の閲覧図書として、令和7年度 鶴岡市公共下水道管路ストックマネジメント計画策定業務報告書(修繕・改築計画図)を公表しますのでご確認ください。なお、令和14年度(2030年度)以降のマンホール蓋改良は鶴岡市ストックマネジメント計画を基にした想定数量であり、対象箇所を示した図面はございません。前述した追加の閲覧資料は、電子媒体(DVD)に書き込み、閲覧を希望する者に配布しますので、令和8年6月19日(金)午後5時までに実施要領7(4)に示す方法にて申込を行ってください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
71	要求水準書 (別紙7)	31	1		業務指標の作業・修繕・工事に対する苦情件数で、同一案件で複数回苦情があった場合、一件として扱うのでしょうか。	複数回分の件数として扱います。
72	要求水準書 (別紙7)	31	1		作業・修繕・工事に対する苦情件数目標0件とあるが、外的要因も多分にあり0件は困難です。苦情内容やカットの仕方などで受注者側に不利となると推察されます。どのように定義し、件数をカットするのかご教示ください。	受注者の不備による苦情(お知らせ配布漏れに伴う苦情等)の場合は対象とします。なお、本市のモクリックにより業務指標算定の対象又は非対象を検証します。
73	要求水準書 (別紙7)	31	2		業務指標の作業・修繕・工事に対する苦情件数で、不可抗力的な事象(悪天候・交通事情等)による苦情は件数に含むのでしょうか。	苦情発生時の状況を確認のうえ、不可抗力の場合は件数に含みません。
74	要求水準書 (別紙7)	31	2		詳細調査実施率(本管TVカメラ)は、台帳相違箇所がある場合に変動します。「年度あたりの計画延長」は、当初契約時の数量になるのか、又は現地踏査後に計画路線を精査した時点かどちらでしょうか。	現地踏査後、年度当たりの計画延長を決定することを想定しております。
75	要求水準書 (別紙7)	31	2		業務指標詳細調査実施率(マンホールポンプ)で、物流停滞、資材不足等ポンプオイルの供給不足、メーカー欠品により計画どおりの交換が困難になった場合は対象になるのでしょうか。	必要に応じて協議します。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
76	要求水準書 (別紙7)	31	2		緊急対応率は初期対応のみの対応率でしょうか。後日対応が多い「二次対応のみ」の件数もあります。また、「●時間以内に対応した」の時間は「発注者と受注者の協議により決定する」となってます。現行と同様に「移動距離」「休日」「夜間」は考慮した時間として協議してほしい。	緊急対応率は、市民等からの緊急通報及びポンプ設備の異常発報を対象とすることを想定しております。なお、本市のモタソグにより業務指標算定の対象又は非対象を検証します。 緊急対応における対応時間は、ご意見として承ります。
77	要求水準書 (別紙8)	32	1		支払方法で管路施設維持管理業務(管路施設点検・清掃)、マンホールソフ維持管理業務(マンホールソフ調査)がフォーマット②であるが、別紙1提出書類等の管路維持管理業務報告書とマンホールソフ維持管理業務報告書の提出時期が四半期ごとになっています。どちらの時期で提出するのでしょうか。また四半期ごとの提出ならばフォーマット①になるのではないのでしょうか。	管路施設維持管理業務報告書の提出時期は、支払フォーマットに合わせて「毎年3月末日までに、当該年度実施分の報告書を提出する。」に修正します。 マンホールソフ維持管理業務の報告書は、四半期ごとの提出とします。 マンホールソフ維持管理業務(マンホールソフ調査)の支払は、支払の煩雑化を避けるため、支払フォーマットを①に修正します。 修正した要求水準書を本市ホームページに掲載しますのでご確認ください。
78	提案評基書	4			表-3 評価項目、着眼点及び配点(その2)の管路施設緊急対応業務に緊急時における初期対応(人数、現場到達への所要時間等)とありますが発注者で想定している現場到達への所要時間はありますか。	1次対応については、本市から受注者へ緊急対応の依頼を行ってから現地到達まで勤務時間内は2時間以内、勤務時間外は3時間以内を想定しております。なお、勤務時間外は、平日の17:15から翌日8:30まで、休日及び祝祭日とします。
79	様式集 (様式9)	2	2	③	提案書における文字数および枚数の制限はないとされておりますが、各提案項目において、提出した文字や枚数の分量は評価に含まれない(多くの枚数を提出したからといって、より多くの配点を与えられることはない。あくまでも評価基準に基づいて提案内容を評価する)という認識で間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。
80	業務委託契約書(案)	7	第13条	2	調査職員について、受注者に対して指示・承諾又は回答、協議などが業務内で権限を有するとの表記がありますが、受注者の業務実施体制と同様に配置要件などがあるのか、ご教示願います。	調査職員の配置条件は公表しません。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
81	業務委託契約書(案)	10	第23条	1	「改築等の必要性に関する報告」について、改築が必要な箇所を発見した場合速やかに報告することは当然と考えられます。しかし、現場環境の状況により、受注者の適切な業務実施にも関わらず調査が困難、調査後の分析が困難である場合もあり得ます。その場合は判断不能という扱いとなり、少なくとも受注者の業務不備とはならないという理解で間違いはないでしょうか。(もちろん、そうした箇所があった場合は発注者と受注者が十分に協議し対応する必要があると考えられます)	必要に応じて協議とします。
82	業務委託契約書(案)	10	第23条	3	「経年劣化等により生じた場合であって、そのことを受注者が立証した場合」とありますが、地中設備等において物理的に明確な立証が困難で、かつ受注者の維持管理瑕疵も認められない(原因が断定できない)一般的な事象の改築費用については、原則として発注者と受注者の協議の上で発注者負担となるという解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
83	業務委託契約書(案)	14	第36条	1	毎年、物価スライドを考慮していただけますでしょうか。	物価金利変動の基準は、本市が公表する「建設工事請負契約約款第26条第6条(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」に準拠します。
84	業務委託契約書(案)	14	第36条	1	(別紙「要求水準書P26・リスク分担」も合わせて)要求水準書のリスク分担表において、物価金利変動リスクは「実施契約書に定める基準以上(未満)」で負担者を区分するとありますが、業務委託契約書(案)第36条には具体的な変動割合の「基準」が明記されておられません。スライド条項が適用される具体的な基準値(%等)をご教示いただくか、契約締結時の協議で決定する認識でよいかご教示ください。	物価金利変動の基準は、本市が公表する「建設工事請負契約約款第26条第6条(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」に準拠します。
85	業務委託契約書(案)	16	第43条	2	契約不適合の修補期間で成果物及び工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内に行うという記載がありますが、標準的な工事の瑕疵責任の期間は1～2年程度と認識しており、3年以内という理由をご教示願います。	鶴岡市建設工事請負契約約款に準拠し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額請求を2年とします。業務委託契約書(案)を修正します。修正した業務委託契約書(案)を本市ホームページに掲載しますのでご確認ください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
86	業務委託契約書(案)	16	第44条	1	本業務は広域化や業務内容の種別や実施期間の重複などが考えられ、地域住民が困惑しないような周知方法が望まれると思いますが、同意・理解の取得方法を参考までご教授願います。(リスク分担で住民問題リスクは発注者負担と記載。)	作業のお知らせ配布、電話又は対面での説明を想定しております。
87	業務委託契約書(案)	16	第44条	3	「地域住民対応」について、受注者は住民対応を行った場合の費用を負担する、という内容と、行政サービスとして受注者が住民対応を行った場合は発注者が費用を負担する、という2つの内容が読み取れるように思われます。両者の住民対応はどのように区別されるのでしょうか。	前者は受注者が本業務を実施した場合の住民対応を指し、後者は下水道事業という行政制度そのもの(受益者負担金への不満、使用料に関する不満等)を指します。
88	業務委託契約書(案)	16	第44条	8	地域住民との間の紛争は受注者が解決することが示されていますが、これは以下の理解で間違いないかご確認いただきたいです。 ・行政による説明や権限行使等、公的機関としての関与が必要不可欠と合理的に判断される悪質なクレームや紛争等については、発注者も解決に向け、受注者に対して協力・連携を行う。 ・受注者の適切な対応(規定から外れない業務を実施し、説明も果たしている)にも関わらず、悪質なクレーム等の紛争を持ち掛けられた場合は、少なくとも受注者の責任の範囲外であり、対応することはできません。また、これによって業務の遂行が妨害された場合は、期限の遅れや進捗について発注者と協議し再調整します。	原則、本業務の実施に係る住民対応は受注者の責任で実施することとなり、下水道事業という行政制度そのもの(受益者負担金への不満、使用料に関する不満等)に係る住民対応は市が対応します。ただし、本業務の実施に係る住民対応については解決に向けて、必要に応じて市が協力及び連携し対応します。
89	業務委託契約書(案)	19	第49条	1	プロフィットシェアについて、効率的な手法とは第1期管路包括業務をベースに検討した効率か、または一般的な業務効率の想定かをご教授願います。また、手法を提案した場合に必要な費用(システム構築)などの場合の取り扱いについてご教示願います。	契約締結後、要求水準書に定める手法と比較しより効果的で効率的な提案で、かつ業務委託料の減額を見込むことができる場合、プロフィットシェアとして協議します。なお、低減割合は事案ごとに協議とします。手法を提案した場合に必要な費用は、受注者負担となります。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
90	業務委託契約書(案)	19	第49条 第51条	2 1	<p>・第49条には、事業費の低減を伴う提案を受け付けること、また、第51条には、受注者が負担する費用の減少分に応じて業務委託費から減額することが示されています。これは、業務期間内において、受注者が発注者に効果的な手法を提案し、それが了承された場合、業務における金銭的なコスト削減分が業務委託料から削減される(受注者の創意工夫によるコスト削減分、業務委託料が減少する)という理解で間違いないでしょうか。可能であれば、具体例を示していただけませんか。</p> <p>・WPPPがトータルにも示されるように、受注者の創意工夫の内容や効果(プロフィット)は、経済的な効果(定量的効果)だけでなく、住民サービスの向上や住民と自治体との信頼関係向上、市職員の業務負担軽減といった定性的効果からも十分評価することが出来ると考えられます。第49条に示されるように、委託料の低減に関わるもののみを提案として受け付けること、また、第51条に示されるように、受注者の創意工夫によって受注者が削減した費用分を業務委託料から削減することは、受注者の創意工夫の意欲や幅を狭め、10年という期間で官民が協力することの効果を狭める可能性があります。プロフィットにおいては、定量的効果だけでなく定性的効果を評価・提案受け入れをする予定はないのでしょうか。</p>	<p>契約締結後、要求水準書に定める手法と比較しより効果的で効率的な提案で、かつ業務委託料の減額を見込むことができる場合、プロフィットシェアとして協議します。なお、低減割合は事案ごとに協議とします。具体例として、管路施設点検において新技術を導入し、日進量の増加に伴い実施単価が安価となる場合等が想定されます。定性的効果のある提案については、その都度協議します。</p>
91	業務委託契約書(案)	19	第49条 ～ 第51条		<p>本章にてプロフィットシェアの記載があることから、本業務は「管理・更新一体マネジメント方式(いわゆる3.5)」の要件を満たしているという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
92	業務委託契約書(案)	19	第51条	2	<p>プロフィットシェアにおける、発注者が負担する額や受注者の業務委託料の減額は、発注者・受注者双方の協議により定めるとされておりますが、協議によっては受注者の業務委託料の減額を行わない場合もあるという理解で間違いないでしょうか。また、具体的にどのような基準に基づいて額の協議・決定を行うのかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>プロフィットシェアに係る低減割合は事案ごとに協議とします。</p>
93	業務委託契約書(案)	19	第51条	2	<p>「発注者の負担する額又は受注者の業務委託料の減額については、双方協議して定める」とありますが0:10になることもお考えですか。</p>	<p>プロフィットシェアに係る低減割合は事案ごとに協議とします。</p>

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
94	業務委託契約書(案)				現在公告されている契約内容の変更はあるのでしょうか。	必要に応じて変更契約します。
95	業務委託契約書(案) (別紙3)	3	1		業務指標の目標値未達の場合におけるペナルティが規定されていることから、本業務は性能発注という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
96	モニタリング基本計画書	6	1.5	(2)	「ア 現地確認を伴うモニタリング」および、「イ 緊急モニタリング」とありますがそれぞれ想定される事例をご教示ください。	調査職員による現場パトロールを想定しております。
97	モニタリング基本計画書	8	2.3	(1)	ペナルティ(1)業務指標の目標値未達の場合の未達となった業務指標の数とは目標値が率の場合、どのような計算になるのでしょうか。	目標値に達しなかった項目を1項目とし、項目数×5%の減額とします。
98	閲覧資料 (令和7年度 鶴岡市公共下水道管路ストックマネジメント計画策定業務報告書(抜粋))				ストックマネジメント計画(マンホールポンプ編)開示していただけますでしょうか。	追加の閲覧図書として、令和7年度 鶴岡市公共下水道管路ストックマネジメント計画策定業務報告書(マンホールポンプ場施設編)(抜粋)を公表しますのでご確認ください。 前述した追加の閲覧資料は、電子媒体(DVD)に書き込み、閲覧を希望する者に配布しますので、令和8年6月19日(金)午後5時までに実施要領7(4)ウに示す方法にて申込を行ってください。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
99	閲覧資料 (報告書作成要領(案))				用語の定義について、今回「点検」が従来の「点検・調査」の総評する場合の用語となっております。「概略点検」「詳細点検」も含めて、「点検」「概略点検」「詳細点検」の定義を明示した方が良いかと思われま。	対象施設の異常の有無を確認する点検を「概略点検」、異常の有無及び程度を確認する調査及び診断を「詳細点検」とします。
100	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	3	3	3-1	月間業務報告書に計画工程表に対しての実施工程表は不要ですか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
101	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	3	3	3-1	管路施設維持管理業務「マンホールポンプ維持管理業務」に月間業務報告書に添付必要な項目がありません。明示が無ければ不要となりますが、現行の添付項目は不要ですかそれとも発注者との協議になりますか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
102	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	5	5	5-2	本管TVカメラ調査(0.05回/m以下)と(0.3回/m以下)の動画ファイル名の区別化はしますか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
103	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	5	5	5-2	本管TVカメラ調査(0.05回/m以下)の帳票は管ロカメラの記録表になりますか、それとも本管TVカメラ調査の記録表になりますか。	本管TVカメラ調査の記録表とします。なお、報告書は報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
104	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	5	5	5-3	要求水準書(P20)の四半期毎に提出必要な「管路維持管理業務報告書」の内容がありませんが、どのような報告内容となるのでしょうか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
105	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	5	5	5-3	5-3-1 管路施設点検(概略点検)について、「マンホール蓋巡視」はどのような作業となりますか。	マンホール蓋を開けずに目視により巡視する作業となります。
106	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	5	5	5-3	5-3-1 管路施設点検(概略点検)について、「マンホール点検」と「水管橋点検」の報告書の仕様はありますか。	報告書作成要領(案)に記載のない報告書は協議のうえ、業務実施前までに定めます。
107	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	8	7	7-2	7-2 点検・作業記録(3)、(5)について、例R8_4月_MP点検報告書となっていますが現行報告書はMPではなく処理区名の記載になっています。変更になるのでしょうか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
108	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	8	7	7-2	7-2 点検・作業記録(6)、(7)について、別紙11報告書がポリ鉄補充と硫化水素実績報告書となりますが、ファイルを2つに分ける必要がありますでしょうか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務 実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
109	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	8	7	7-3	7-3-2 マンホールポンプ調査(3)について、調査箇所図とありますが、必要になった経緯をご教授いただけませんか。	調査箇所を確認するため提出していただくことを想定しておりますが、報告書は報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
110	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	10	8	8-2	8-2 作業記録(2)について、R8_4月_汚水ポンプ設備名_MP_故障報告書となっておりますが現行設備名はなく機場名の記載になっております。変更になるのでしょうか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
111	閲覧資料 (報告書作成要領(案))	10	8	8-3	8-3-1 現場対応完了後(1)について、台帳取込用データ(Excelファイル)が必要になった経緯をご教授いただけませんか。	維持管理情報を蓄積するため提出していただくことを想定しておりますが、報告書は報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
112	閲覧資料 (報告書作成要領(案) 別紙10)				マンホールポンプ場オイル交換業務報告書現行様式ではないですが、変更になるのでしょうか。	報告書は、報告書作成要領(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
113	閲覧資料 (鶴岡市維持管理データ 作成規則(案))	5	5	5-2	「概略点検」の帳票及び動画のデータ作成規則(例)がありませんが、鶴岡市維持管理データ作成規則(2020年7月)の規則は使用できないと思います。取決めが必要と思われます。	維持管理データ作成は、鶴岡市維持管理データ作成規則(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
114	閲覧資料 (鶴岡市維持管理データ作成規則(案))	5	5	5-2	「マンホール蓋調査記録表」にデータ作成規則(例)がありません。	鶴岡市維持管理データ作成規則(案)に記載のない維持管理データ作成規則は、業務実施前までに定めることとします。
115	閲覧資料 (鶴岡市維持管理データ作成規則(案))	5	5	5-2	データ作成規則で「R8管路清掃_123_本管清掃記録」は「R8管路清掃_123_本管清掃記録表」ではありませんか。	維持管理データ作成は、鶴岡市維持管理データ作成規則(案)に記載された内容を基に協議し、業務実施前までに定めることとします。
116	閲覧資料 (閲覧設計書)				管路施設維持管理業務について、計算式中の標準作業量の根拠をお教え願えないでしょうか。安全作業上、1日でできる作業量なのでしょうか。	管路施設維持管理業務の業務委託料は、下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年(公益社団法人日本下水道協会)、下水道管路管理積算資料-2023-(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)等を基に算出しております。
117	閲覧資料 (閲覧設計書)				管路施設維持管理業務について、管路施設点検において計算式中の各標準作業量の根拠をお教え願えないでしょうか。	管路施設維持管理業務の業務委託料は、下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年(公益社団法人日本下水道協会)、下水道管路管理積算資料-2023-(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)等を基に算出しております。
118	閲覧資料 (閲覧設計書)				管路施設維持管理業務で安全のための換気は、マンホール目視調査のみ計上されていますが、その他の作業では安全管理が計上されていない理由をお教えいただきたい。本管TVカメラ調査(小口径)、本管TVカメラ調査(大口径)は入孔します。	必要に応じて協議します。

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務
実施要領等に関する質問及び回答

NO	質問箇所				質問内容	回答
	書類名	頁	項番	項目		
119	閲覧資料 (閲覧設計書)				管路施設維持管理業務について、マンホール目視調査の標準作業量(日進量)が30箇所/日となっていますが、入孔前後の安全管理等も入れた標準作業量となっていますでしょうか。	管路施設維持管理業務の業務委託料は、下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-2020年(公益社団法人日本下水道協会)、下水道管路管理積算資料-2023-(公益社団法人日本下水道管路管理業協会)等を基に算出しております。
120	閲覧資料 (閲覧設計書)				管路施設維持管理業務の取付管から調査の標準作業量は、発注者の場合、ほとんどの公共汚水マスが一般宅の敷地内にあるケースが多いのですが、積算上では40箇所/日となっております。地域性を考慮してはいただけないのでしょうか。(公道上で30箇所/日、宅内だと21箇所/日という資料もあります。)	必要に応じて協議します。
121	閲覧資料 (閲覧設計書)				マンホールホップ点検の巡回点検の数量がR8年度3652回であるが、3984回、数量差は機場数の増加等の観点から数量が増えるのでしょうか。	ご認識のとおりです。